

ぎふの木のおもちゃ貸し出し要領

[平成25年4月1日 恵森第9号 恵みの森づくり推進課長通知]

[平成25年8月12日 恵森第240号 改正]

[平成26年2月19日 恵森第510号 改正]

[平成26年7月1日 恵森第169号 改正]

[平成27年1月20日 恵森第465号 改正]

[平成30年3月6日 恵森第787号 改正]

[平成31年2月28日 恵森第660号 改正]

[令和2年3月30日 恵森第764号 改正]

[令和3年4月1日 恵森第529号 改正]

[令和4年3月30日 恵森第604号 改正]

ぎふ森林づくりサポートセンターは、県民が身近な木とふれあい、親しむ機会を設け、「ぎふ木育」の考え方の普及や実践を促すため、次のとおり、ぎふの木のおもちゃ等（以下、「おもちゃ等」という。）の貸し出しを行う。

1. 貸し出しするおもちゃ等

別紙1に示すとおりとする。

2. 貸し出し対象等

(1) 対象者・対象行事

「ぎふ木育」や子育て支援等に関するイベントや講習会等を実施する県内在住の者又は県内に主たる活動拠点のある者。ただし、営利目的の活動は対象外とする。

(2) 貸し出し期間

貸し出し日より最大二週間を標準期間とし、同一申請者の貸し出し回数は、原則として年度内三回までとする。

(3) 受け渡し場所

ぎふ森林づくりサポートセンターの事務所（県庁森林活用推進課）又は県立森林文化アカデミーのほか、別に、ぎふ森林づくりサポートセンターが指定する場所とし、受け渡し時間は、原則として、平日火曜日又は木曜日の9時30分から16時00分までとする。

(4) 使用料

貸し出しに係る費用は無料とする。

3. 貸し出し手続き

貸し出しを希望する団体は、貸し出し申請書（別紙様式1）に必要事項を記入のうえ、森林活用推進課長（ぎふ森林づくりサポートセンター）へ提出するものとする。

森林活用推進課長は、貸し出し申請書の内容及び貸し出し状況を踏まえ、貸し出しの可否を通知する。

4. 貸し出し条件

（1）行事の際の人の配置について

借用責任者は、行事に際して、「ぎふの木のおもちゃの遊び方の紹介」や「安全を確保するための指導員の適切な配置」など「ぎふ木育」の普及や安全管理に十分な配慮をすることとする。

（2）その他

- ・貸し出し申請書に記載された目的以外の使用を禁止する。
- ・使用前におもちゃ等の破損状況を確認し、危険と判断される木のおもちゃ等を発見した場合は使用を中止し、また使用中に破損した場合は、破片に充分注意し、使用を中止することとする。
- ・おもちゃ等の使用中の事故に関して、ぎふ森林づくりサポートセンターは一切の責任を負わないものとする。
- ・故意又は重大な過失によりおもちゃ等に使用不可能となる損傷等があった場合、県は借用責任者又は借用団体に賠償を求めることとする。
- ・おもちゃ等を使用した行事について、ぎふ森林づくりサポートセンターのホームページ、ブログ等で紹介することがあり、後日、実施状況写真の提供を求める場合がある。

5. 返却手続き

行事終了後、借用者は、県が支給する除菌アルコールタオル等で汚れを落とすとともに、おもちゃ等の種類と数量を確認し、実績書（別紙様式2）に必要事項を記入のうえ、期限までに貸し出しを受けた場所又はぎふ森林づくりサポートセンターが指定する場所へ返却するものとする。

6. その他

本要領に定めのない事項については、森林活用推進課長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。